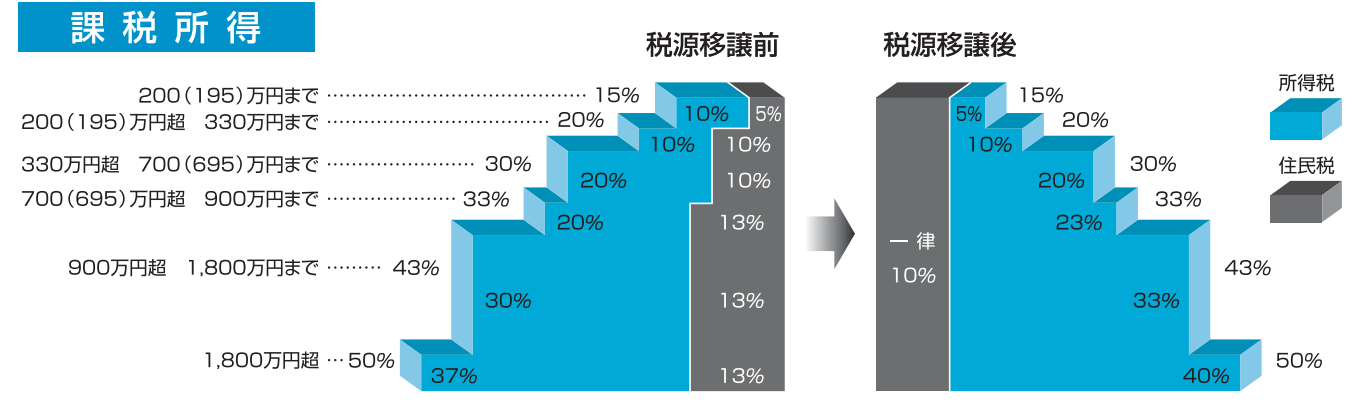


〈所得税(国)と住民税(地方)の税率の合計〉



6月から住民税の税率が上がります

本誌1月1日号 (No.34) や3月1日号 (No.38) などでお知らせしてきましたとおり、税源移譲による住民税(市民税・県民税)の税率変更が6月から始まります。住民税が課税となる方へは、6月中旬に納税通知書を送付しますので、今回の改正内容を合わせてご覧ください。

税源移譲で  
税率が一律10%に!

住民税には、所得に応じて負担する「所得割」と、一定額を負担する「均等割」があります。この所得割の税率が3段階から一律10%になります。これにより、ほとんどの方の住民税が6月から増えることになります。しかし、その分、所得税の税率が1月から下がっており、両税を合わせた税負担は基本的には変わりません。ただし、定率減税の廃止や老年者非課税措置の段階的廃止による税負担の増加があります。



定率減税が廃止されました

平成18年		平成19年以降	
住民税	所得税	住民税	所得税
平成18年6月分から 税額の7.5%相当額を減額 (2万円を限度)	平成18年1月分から 税額の10%相当額を減額 (12.5万円を限度)	平成19年6月分から 廃止	平成19年1月分から 廃止

住民税の老年者非課税措置は廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年度までの住民税は、1月1日現在65歳以上で、かつ、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、非課税でしたが、国の税制改正により、平成18年度分から老年者非課税措置は廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため、平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度と平成19年度は経過措置として住民税を一定割合減額しています。

平成17年度 合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度以降	課税

経過措置として  
平成18年度は税額の3分の2を減額  
平成19年度は税額の3分の1を減額  
平成20年度以降は全額負担  
※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。



1月から所得税の税率は下がっています

税源移譲では、所得税と住民税を合わせた負担額は変わりません

負担増を調整する  
減額措置が講じられます  
【調整控除】

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。  
(扶養控除：住民税↓33万円  
所得税↓38万円等)

したがって、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにします。

- ・住民税の課税所得金額が200万円以下の方  
人的控除額の差の合計額と住民税の課税所得金額とのいずれか小さい額の5%
- ・住民税の課税所得金額が200万円超の方  
〔人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)〕 × 5%  
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

6月から  
住民税は増えますが…

年金受給者や給与所得者の場合  
給与や年金から所得税を源泉徴収されている方のほとんどは、平成19年1月分からの給与や平成19年2月から受け取る年金より源泉徴収される所得税が減っています。

事業所得者の場合

平成20年2月から3月の確定申告時(予定納税の場合は平成19年7月、11月および平成20年2月から3月の確定申告時)に所得税が減ります。

(注)  
所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税されます。そのため、実際の負担額は収入の増減により変動することがあります。

住民税に関するお問い合わせは…

市民税・県民税の納税通知時は、お問い合わせで窓口が混雑することが予想されますので、ご理解をお願いします。  
お問い合わせにあたっては、申告書や給与所得の源泉徴収票で所得金額を事前にご確認しておいていただくようお願いいたします。

圖稅務課 ☎(25)8116